

ヘルパー(Domestic Helper)を伴って日本に一時帰国するための 短期滞在査証申請(最大90日)

シンガポール政府発行の有効な労働許可証カード(Work Permit Card)を所持し、子供やお年寄りの世話を目的のため雇用主と同一日程で日本に渡航する場合、短期滞在査証を申請します。
雇用主(又は家族)が同行しない場合や単独での渡航は認められません。

査証申請に必要な書類

留意事項

- ・ チェックリストに従って書類を揃えてください。
- ・ A4サイズ用の紙以外は使用しないでください。
- ・ 各申請ごとに申請書類を分けてください。
- ・ コピーは事前に準備してください。大使館にはコピーサービスはありません。提出された書類は返却できません。
- ・ ホチキス、クリップなどは使用しないでください。
- ・ 代理人が申請に来る場合は委任状が必要になります。代理人となることができるのは、雇用主のみです。
- ・ 個別の事情によって追加で書類を求める場合があります。

<CHECK LIST>

申請人(ヘルパー)が準備する書類

<input type="checkbox"/>	旅券(原本)
<input type="checkbox"/>	査証申請書(原本) ・ すべての項目が記載されていること(該当がない項目は、「該当なし」又は「N/A」と記載してください)。 ・ 必要事項の記載、裏面自己申告欄のチェックし、申請人本人直筆による日付及び署名がされていること。
<input type="checkbox"/>	写真(原本) ・ カラー写真、サイズは4.5cmx3.5cmで6ヶ月以内に撮影されたものであること。 ・ 査証申請書にのり付けされていること。 ・ 正面、無帽、眼鏡無、無修正、無背景で鮮明なものであること。また、表情が笑顔にならないなど、証明写真に適したものであること。 ・ A4サイズでプリントアウトしたものは受け付けられない。
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(ワークパーミット)(コピー) ・ 裏表両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・ 渡航期間がワークパーミットの有効期限内であること。
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト ・ カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。
<input type="checkbox"/>	IPA(In-Principle Approval)の写し ・ ヘルパーのIDカードに雇用主の情報が記載されていない場合、又はワークパーミットの更新中である場合はMOM発行のIPA(In-Principle Approval Letter)のコピーを提出すること。

雇用主(ワークパーミットに氏名が記載されている方)が準備する書類

<input type="checkbox"/>	旅券(コピー)
<input type="checkbox"/>	シンガポール政府発行のIDカード(コピー) ・ 表裏両面、縮小、加工せず鮮明なものであること。 ・ Digital Long-Term Passは、QRコードとともに印刷すること。 ・ 渡航期間がワークパーミットの有効期限内であること。 ・ IDカードを更新中の場合は、MOM発行のIPA(In-Principle Approval Letter)のコピーを提出すること。
<input type="checkbox"/>	QRコード画面のプリントアウト ・ カード本体に有効期限の記載がなく、QRコードがある場合は、カードのコピーと合わせてSGWorkPassアプリを使ってQRコードをスキャンし、個人情報のページ(ステータス、発行日、有効期限などがわかるページ)をプリントアウトしたものを提出すること。また、申請前5日以内にプリントアウトしたものであること。
<input type="checkbox"/>	日本査証(コピー) ・ 雇用主又はヘルパーと同行する雇用主の家族が日本の査証を必要とする国籍の場合には、同査証のコピーを提出すること。

□	渡航理由書(原本)及び渡航理由を証する書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航理由書:ヘルパーを伴って日本に渡航することの必要性を具体的に記載すること。 ・ 渡航理由を証する書類の例 <ul style="list-style-type: none"> - 子の世話をするため:旅券及び戸籍謄本、出生証明書等コピー(雇用主に子がいることの証明) - 高齢の親の世話をするため:旅券及び雇用主の出生証明書(親子関係の証明)
□	在職証明書(原本)又はACRAに登録された会社登録簿(コピー)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職証明書は発行から1月以内のもので、発行日、肩書、給与額、雇用開始日等が記載されていること(詳細はサンプル参照)。 ・ 会社登録簿は3月以内のものであること。
□	Income Tax Notice of Assessment(コピー)又は預金通帳、エステートメント(コピー)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ Income Tax Notice of Assessment はIRAS発行のもの(前年の年収が明記されているもの) ・ 預金通帳及びエステートメントは、口座名義人が記載されているもので、直近2月分の取引内容と残高が記載されていること。
□	ヘルパーを含む渡航者全員のフライト予約情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用主(又は家族)とヘルパーは往路復路ともに同一フライトであること(ヘルパー単独での渡航は認められない)。 ・ 同行する全ての渡航者名、シンガポール発着の日本往復フライト便の詳細(本邦における到着及び出発港、出発及び到着日時)が記載されていること。 ・ 査証発給の可否は審査を経て決定されるため、航空券の購入(支払い)されていることは求めてはいない。
□	滞在予定表(原本)
□	身元保証書(ヘルパー帯同用)
□	委任状(原本)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請代理人は雇用主のみ。 ・ IPA(In-principle approval) letter及び雇用主のIDカードを持参すること。